

第35回（平成29年4月10日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第35回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「厚生労働省(公的年金業務等に関する事務全項目評価書)の概要説明について」、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により、厚生労働大臣が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

厚生労働大臣が実施する「公的年金業務等に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年4月5日付け、厚生労働省発年0405第7号にて、厚生労働大臣から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省及び日本年金機構の職員に出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの大塚調査官の説明にありましたとおり、厚生労働省及び日本年金機構の職員に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、厚生労働省から説明をお願いします。

○厚生労働省 個人情報保護委員会の先生方、また、事務局の皆様には、日頃より年金業務について御指導、御支援を賜りまして、ありがとうございます。

日本年金機構における個人番号利用のスケジュールについては、3段階で実施することとしており、去る2月には協会けんぽへの個人番号提供などを内容とする2段階目について、評価書の承認を頂きました。改めて御礼申し上げます。

今回、審査いただくのは、3段階目として実施することとしている、マイナンバーを利用した届出の開始やマイナンバーによる情報連携に関するものとなります。

事務やリスク対策の内容に関する説明については、実務の中核を担っている日本年金機構からいたします。

厚生労働省としても、本格的な番号対応に向け、より一層セキュリティ対策を強化していくことが重要だと考えており、引き続き御指導、御支援を頂きますようお願い申し上げます。

○日本年金機構 委員長、委員の皆様、また、委員会事務局の皆様には、日頃より当機構の事業運営につきまして御指導、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当機構は、平成29年1月からマイナンバーの利用を開始したところです。今後、マイナンバーによる届出の開始や情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携について、これらが国民の利便性の向上等に資する施策であることから、所要の法令上の措置が行われたことを前提として、準備が整い次第、平成30年のできる限り早い時期に開始できれどと考えております。

今回の3段階目の評価については、平成27年5月に発生した不正アクセスによる情報流出事案に対する再発防止策を踏まえた上で、リスク対策について評価を行っています。マイナンバーの本格利用に当たり、各業務に従事する担当者の一人一人が本評価書に記載されたリスク対策について十分理解し実践することが重要であると考えていますので、継続した教育・研修を実施することにより、特定個人情報の適切な取扱い及び特定個人情報の漏えい等の発生リスクの軽減に努める所存ですので、今後とも委員会の皆様から御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。

評価書の詳細については、担当から説明いたします。

○日本年金機構 資料1「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」の6ページをご覧ください。

「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。ここでは、公的年金業務において使用するシステムについて説明いたします。公的年金業務で使用するシステムは、基幹となるシステムのほか、そのサブシステムや外部サーバーシステムで構成されていますが、本評価書では、基幹となるシステムを大きな括りで4つにまとめ、各サブシステムなどはこの4つのシステムのうちの一部として記載しています。

まず、システム1「年金業務システム」では、既に評価を実施済みである個人番号管理サブシステムに加えて、新たに個人番号による届け書の入力・審査、電子決裁を行うための機能を持つ、「2. 経過管理・電子決裁サブシステム」を追加しています。

次のページをご覧ください。

システム2「社会保険オンラインシステム（記録管理システム）」では、被保険者情報の管理、電子申請の処理等の内容、8ページのシステム3「社会保険オンラインシステム（基礎年金番号管理システム）」では、基礎年金番号の付番・管理を行う内容、システム4「社会保険オンラインシステム（年金給付システム）」では、既に評価を実施済みである源泉徴収サブシステム、公的年金給付総合情報連携システムに加えて、年金の支払を行う機能について記載しています。続いて、9ページの「3. 特定個人情報ファイル名」をご覧ください。本評価では、特定個人情報ファイルを1つに整理し、公的年金業務等に関するシステム関連ファイルとして評価を行うこととしています。

11ページをご覧ください。このページでは、公的年金業務における情報の流れを説明し

ます。この図の中のそれぞれの矢印は個人情報の流れを表しており、黄色の矢印は個人番号を含む特定個人情報の流れになります。

今回の評価の対象となる内容を順に説明します。

まず、左側の「被保険者、年金受給権者」から「日本年金機構」に向かって伸びている黄色い矢印は個人番号による届出等を表しています。届出の形態としては、紙媒体、電子媒体、電子申請の3種類があります。

上の3本の矢印は、個人番号による年金相談・照会、年金受給権者から提出される年金請求書等を表しています。

その下は、健康保険、厚生年金保険等の届出になります。健康保険、厚生年金保険等の届出については、被保険者が日本年金機構に直接届け書を提出するのではなく、適用事業所の事業主や船舶所有者が提出を行います。このため、間に事業主等を記載しています。

一番下は、自営業者など国民年金第1号被保険者が行う国民年金関係の届出を表しています。

国民年金の加入手続等は、被保険者が市区町村役場で行い、市区町村から日本年金機構にその届出についての報告が行われます。このため、間に市区町村を記載しています。なお、市区町村からの報告に対しては、その報告に基づく入力処理の結果を日本年金機構から市区町村に提供しているため、矢印は双方向となっています。これら事業主、市区町村から入手した届け書は、経過管理・電子決裁サブシステムを使用して、届け書の画像化、入力処理、電子審査及び電子決裁を行います。

なお、入力処理の際は、右上の地方公共団体情報システム機構から日本年金機構に伸びている矢印のとおり、回線で本人確認情報を入手することで住所の入力等の省略を図ります。

また、当機構では、協会けんぽが管掌する健康保険や船員保険の適用事務を行いますので、日本年金機構から協会けんぽに伸びている矢印のとおり、電子媒体もしくは回線により、協会けんぽが行う事務に必要な個人番号を含む資格情報等を提供します。

日本年金機構から右下の情報提供ネットワークシステムに伸びている矢印については、届出の審査の際に必要な情報を情報連携で取得する事務及び外部情報連携機関の照会に対して資格情報等を提供する事務を表しています。情報連携で取得する代表的な情報は、市区町村から取得する住民票関係情報や地方税関係情報、又は厚生労働省職業安定局から取得する雇用保険給付関係情報等があり、これらの情報を取得して添付書類の省略を行います。

以上が、今回の評価で追加した事務の内容です。

次に、追加した事務の主なリスク対策について説明します。

まず、図の左側の矢印、個人番号による届出に関する内容になります。事業主や市区町村から提出される電子媒体の届け書や報告書については、事務センター等で受け付けした際に、その電子媒体に通し番号を付して、電子媒体管理簿の作成を行った後、鍵付きの保

管庫で管理しています。これにより、電子媒体の所在の把握及び紛失による情報漏えいを防止しています。

次に、インターネットを介した情報漏えいや不正アクセスの防止について、年金業務システムや社会保険オンラインシステムと接続する業務端末をインターネットに接続させない対策を講じています。そして、右下の情報連携については、専用線を用いることで情報の漏えいや不正アクセス等の被害を防止しています。

続きまして、67ページをご覧ください。ここでは平成27年5月に発生した不正アクセスによる情報流出事案に対する再発防止策を記載しています。不正アクセス事案に対しては、組織面、技術面、事務運用面に分けて対策を講じています。

まず、組織面の対策として、情報セキュリティ対策を一元的に管理する、理事長を本部長とした情報管理対策本部を設置し、情報管理対策本部の所掌事務を実際に取り扱う情報管理対策室を設置しました。この情報管理対策室では、個人情報の保護、管理方針の決定、情報セキュリティに係る研修の実施、リスクアセスメント調査の実施、調査結果の分析・評価及び情報セキュリティに係る諸規程の整備などの業務を行っています。また、情報セキュリティインシデント発生時に連絡調整等の対応を行う機構CSIRTを設置するとともに、情報セキュリティ対策推進に係る意思決定の助言等を行う最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティに係る施策等の支援を行う情報セキュリティ対策専門の支援業者を設置しました。

続いて、技術面の対策について、インターネット経由の攻撃が及ばないように、情報システムの分離を行い、年金個人情報をインターネット環境から物理的に遮断するとともに、年金個人情報の管理・運用を基幹システムの領域内に限定し、さらに生体認証によるアクセス制御を行い、より厳格な管理を行うこととしています。また、その他の対策として、インターネットメールは、現在、使用を中止していますが、今後、使用を再開する際には、厚生労働省統合ネットワークを経由させて送受信を行う環境にすることに加え、政府統一基準等に準拠した情報セキュリティ対策を講じた上で運用することを検討しています。

次の68ページをご覧ください。事務運用面の対策としては、政府統一基準等に合わせて機構の情報セキュリティポリシーを改正するとともに、インシデント対処手順書を制定し、情報セキュリティインシデント発生時に対処に当たる組織及び各部署の役割分担の明確化のほか、各システムの運用管理業者における、インシデント対応と連動した職員による具体的な対処フローを策定しています。研修・訓練については、機構CSIRTの対応能力の向上を目的として、各府省等が開催する情報セキュリティ研修に継続的に参加して、情報セキュリティに係る専門知識の習得にも努めています。また、機構全職員に対して、日本年金機構情報セキュリティポリシーや関連諸規程の周知徹底を目的とした研修を実施することに加え、全職員を対象に情報セキュリティインシデント（標的型メール攻撃等）の訓練を実施して、現場でのセキュリティインシデント対処手順を体得させています。

以上が、今回の特定個人情報保護評価の主な内容となります。よろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございました。また、昨年度は立入検査に御協力いただき、その点も御礼申し上げます。

先ほど、インシデントが起こったときの体制作りについて大変詳しく御説明いただきましたが、立入検査において、電子媒体の適切な管理が一つの課題になっており、これに対して管理体制を整えたということを伺っております。先ほども前半で少し説明がございましたが、今後、個人番号の本格利用に伴って、電子媒体を使用して特定個人情報を入手する場面が格段に増えると思います。情報漏えいが発生しないように、どのような措置を体制として講じているか、もう少し具体的に御説明いただきたいのと、新たに何か工夫された点がございましたら、付け加えて御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○日本年金機構 事業主等から機構に提出される電子媒体の届け書については、機構のホームページで公開している媒体パスワード設定プログラムを使用して、媒体内の情報ファイルへのパスワードの設定や情報の暗号化を行った上で提出することを推奨しています。また、市区町村から提出される電子媒体については、厚生労働省と機構から提示した電子媒体作成仕様書に基づいて、情報の暗号化が行われた上で提出することになっています。なお、いずれの場合についても、電子政府推奨暗号化形式による暗号化が行われます。

次に、機構が受領した電子媒体については、入手の際に媒体内のウイルスチェックを行った後に、媒体の利用が許可された端末を使用して各システムへの情報の読み込みを行います。媒体の利用後は、施錠可能な保管庫で管理します。

また、媒体の受入れから保管、移送、廃棄に至るまでの過程において、経過を管理簿に記録することにしており、媒体の所在を把握できるようにしています。なお、管理簿については定期的に点検を行い、適切に管理が行われていることを確認しています。

また、事業主や市区町村から提出されるもの以外の媒体については、管理の効率化の観点から、バーコードを使用した電子媒体管理ツールを作成し、これを使用して管理を行っており、媒体の保管、廃棄の状態を容易に検索、把握できるようにして、点検作業を効率的に行えるようにしています。

なお、媒体の管理方法については、引き続き、情報漏えいが発生しないように、各拠点での運用を踏まえた上で、効率的・効果的な管理方法の検討を行いたいと思っています。

○堀部委員長 よろしいですか。

○嶋田委員 はい。ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 特定個人情報の入手の取扱いについては大分理解できましたが、その情報を利用する場面の取扱いであるアクセス管理についてお伺いします。

先ほど、特定個人情報を保有する個人番号管理サブシステムのアクセス管理について御説明いただきましたが、アクセス権限のない人をどのように制御しているのか等をもう少し詳しく説明してください。また、職員が異動・退職したときに、アクセス権限を持っていた人を速やかに権限のない状態にすることが重要だと思いますが、その際の措置の仕方について詳しく教えてください。

○日本年金機構 まず、特定個人情報を保有する個人番号管理サブシステムの利用の際には、職員ごとに割り振られたID及びパスワードによる認証に加えて生体認証を導入しており、権限のない者が利用することがないように防止をしています。なお、職員が退職した場合については、不要となったユーザーIDを系統的に処理して、自動的に失効・停止する措置をとっております。職員が異動した場合には、異動先で行う業務に応じた権限への変更を管理者が行い、さらに、月次の点検の際に権限の付与について確認を行います。機構本部においても、点検結果を確認しています。

次に、特定個人情報を取り扱う職員の指定について、個人番号を利用する事務ごとに年金事務所長または事務センター長等の拠点長が必要最小限の範囲で職員の指定をしています。また、取扱者については特定個人情報等取扱者名簿を作成して、取扱者に指定されていない者が誤って特定個人情報を扱うことを防止するために、拠点内の全職員に対し周知を行っています。さらに、各拠点の取扱者の指定に変更があった場合には、拠点長が週次の点検で名簿の更新の確認を行い、機構本部においてその点検結果を確認するという手順を踏むことになっています。

○堀部委員長 よろしいですか。

○手塚委員 はい。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 特定個人情報の取扱いの委託について、質問させていただきます。

個人番号等の届け書の入力業務については外部委託をされるということですが、その委託先の監督について御説明いただければと思います。

さらに、その委託契約については各拠点で行うのかについても御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○日本年金機構 まず、委託契約の締結については、機構本部で一括して行っており、各拠点で契約することはありません。

委託先の監督としては、委託先における個人情報保護に関する体制の整備を求め、委託先職員への特定個人情報のアクセス権限の付与を必要最小限とするとともに、委託先が使用する電子媒体については、許可した媒体以外の使用や外部への持出しを禁止しています。また、委託先業者には委託先職員による特定個人情報ファイルへのアクセス記録を取得して、作業実施後に委託業務以外の作業を実施していないかの確認を行わせ、必要に応じて

その状況を機構に報告させます。

なお、このアクセス記録の確認に係る具体的な措置の内容については、その内容を委託業務開始前に文書で機構に提出させることにより、必要な措置がとられていることを機構として確認しています。

○堀部委員長 よろしいですか。

○丹野委員 はい。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 2点御質問をさせていただきます。

今回、新たなリスク対策等も加えたということですが、被保険者の情報を照会する場面など、システムに保存される特定個人情報の利用記録について、具体的な確認方法を御説明いただきたいというのが1点目です。

2点目は、この評価書にも記載されていますが、とても重要なことですので、自己点検と監査、従業員に対する教育・啓発について、今、実際に行っている事例も挙げて具体的に御説明いただきたいと思います。

○日本年金機構 特定個人情報の利用記録の確認については、職員による業務目的外の不正利用防止の観点から、氏名及び生年月日による被保険者記録の照会またはJ-LISへの住基情報の照会等について利用記録の確認を行っています。

具体的な確認の手順としては、年金事務所又は事務センターの担当者が情報を照会する際に処理票を記票して、その処理票と照会の契機となった証拠書類を所属の課・室長又はグループ長に提出します。課・室長又はグループ長は、システムから出力されるリストの利用記録と担当者から提出された処理票を照合して、業務目的外の情報の閲覧がされていないことを確認します。その後、課・室長又はグループ長はリストに確認印を押印し、年金事務所長又は事務センター長にリストを提出、年金事務所長又は事務センター長が、一連の確認が課・室長又はグループ長により行われていることを確認するという手順となっています。なお、これらの確認手順は本部において策定し、全拠点で行うことを指示しており、全国で統一した運用となっています。

自己点検に関しては、毎月、機構全職員に対し、日々の業務において実施すべき基本的な対策事項を中心として、情報セキュリティ関係や特定個人情報を含む個人情報保護等に関する自己点検シートによる自己点検を行わせています。なお、点検項目には、職員が遵守すべきルールや点検項目及び設問形式の項目を設け、遵守すべきルールが守られていない職員又は誤った回答を行った職員に対して、個別に指導を行い、改善を図っています。

監査については、理事長直轄の組織である監査部により、機構内の各諸規程やマニュアル又は機構の情報セキュリティポリシー等に記載されているルールが守られているかどうか、各拠点における電子媒体や特定個人情報ファイルの管理が適切に行われているかどうか、監査部の職員が直接、年金事務所又は事務センターに赴き実施しています。

また、システムに係る監査としては、経済産業省が策定している情報セキュリティ管理

基準及び機構の情報セキュリティポリシー等に記載されているルールや確認項目が守られているかという観点で監査を行っています。

具体的には、システム開発の手順を定めた開発標準等に沿った開発の手順が行われているかどうか、また、プロジェクト管理が適正に実施されているか等について、システム開発に係る進捗報告書により確認をしています。さらに、これら機構が行う監査に加え、厚生労働省年金局の監査室による業務監査、システム監査も実施されており、特定個人情報ファイルを扱う上で必要な措置がとられているかどうかの確認が行われています。

職員に対する教育・啓発については、個人番号の利用開始前に全職員に対し研修を実施しましたが、利用開始後についても、特定個人情報の取扱いに係る規程やマニュアル等の内容の要点をまとめた手引を作成しており、その手引を使用して研修を実施しています。

なお、特定個人情報に関する研修については、毎年度全職員が必ず受講しなければならない研修の一つに指定し、継続的に研修を実施していきます。

○宮井委員 参考までに監査部は今、何名いらっしゃいますか。

○日本年金機構 具体的な数字は後ほど事務局を通じて回答させていただきます。

○宮井委員 分かりました。拠点も多くありますので、マンパワー的に足りるのかということに質問させていただきました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

委員の質問に対して詳細に御説明いただきましたが、私からは質問というよりも要望があります。

厚生労働省、日本年金機構におかれましては、今回の評価により、個人番号を用いた申請、届出、国の機関及び地方公共団体等との情報連携等、個人番号の本格利用が始まります。そのような状況の中、今回の評価書の記載や、委員の質問に対して御説明いただいた、リスク対策について確実に実行していただくことが重要です。

また、リスク対策を確実に実行するためには、各業務に従事する担当者がリスク対策を十分に理解している必要があることは言うまでもありません。実務に即した教育・研修を実施していただきますよう、お願いします。

私からの要望は以上です。

他に委員の方から御意見はありませんか。

それでは、質疑応答はこれまでとして、本評価書については、本日の説明等を踏まえて、審査を進めていくこととしたいと思います。

本日は、御出席いただきまして、ありがとうございました。

(厚生労働省及び日本年金機構退室)

○堀部委員長 次に、議題2「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」につきまして、大塚調査官から説明をお願いいたします。

○大塚調査官 「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」案につきましては、3月27日に開催されました第34回委員会において、国税庁の職員に出席いただき概要を説明い

ただいたところでは、本日は、この事務の全項目評価書について承認をするかどうかを審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価指針への適合性、妥当性について精査した結果の主な内容について、説明させていただきます。

○事務局 資料2の審査票に基づきまして、御説明させていただきます。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

1つ目の「全体的な事項」については、評価実施手続が確実になされているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているか等の観点から審査をしております。

2つ目から4つ目までの「国税関係（賦課・徴収）事務」で保有する特定個人情報ファイルについては、入手、使用、委託、保管、消去等のそれぞれのプロセスにおける特定個人情報ファイルの取扱いの概要やリスク対策について、具体的に記載しているか等の観点から審査をし、いずれの項目につきましても問題は認められない、又は該当なしとしております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきましても、29ページをご覧ください。

こちらには主な考慮事項を細目として1点記載しております。庁舎外でモバイル端末を利用して特定個人情報を参照する際に、不正なアクセスや情報流出を防止するために講じている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか等の観点で審査をした結果、問題は認められないとしております。

所見といたしましては、①システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行うこと。②複数の認証方式の採用、専用回線の使用、シンクライアント方式の導入により端末へのデータ保存を制限すること。③外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が具体的に記載されているとしております。

続いて、30ページの「総評」をご覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も問題は認められない、又は該当なしということでしたので、総評として3点記載させていただいております。まず1点目として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること。2点目として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策が具体的に記載されていること。3点目として、評価実施機関に特有の問題であるモバイル端末を用いた特定個人情報の照会について具体的に記載されていること。それぞれについて、特段の問題は認められないとしております。

次に「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。

審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。1点目として、リスク対策

について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある監査を実施することが重要であること。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

説明は以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、本評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。それでは「国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書」を承認することとします。

事務局におきましては、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大塚調査官 国税庁に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしくお願いします。

次の議題に移ります。次は議題3「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針(案)」に関する意見募集の結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いいいたします。

それでは「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針(案)」の意見募集の結果について、資料3-1に基づいて説明させていただきます。

こちらにつきましては、本年2月23日から3月24日までパブリックコメントを実施いたしました結果、3の団体・事業者又は個人から延べ4件の御意見が寄せられました。

次のページをめくっていただいて、寄せられた御意見の概要について御紹介させていただきます。

まず、1つ目の意見について、既に認定を受けている認定個人情報保護団体は、その効力が引き継がれるとのことであるが、改正法上のどのような根拠に基づくのか確認をしたい。また、この措置について、当該指針において付記しておくのが適切ではないかというものです。

これについては、改正法附則第4条第1項の規定によって、改正法施行後は個人情報保護委員会が行った認定とみなされることとなります。このように、既に認定を受けた認定団体の改正法施行後の位置付けは法律上明確であるため、本指針において重ねて記載する

必要はないものと考えます。

2つ目の意見は、第4条第2項の「苦情の処理に係る準則」について「苦情の処理の記録は、苦情申出人の個人情報に関わるものであることから、申出人からの開示請求に対しては全て無償で開示・交付すること」という要件を入れるべきものであるというものです。

これについては、本指針（案）の第4条第2項第7号において、苦情の処理に係る準則として「苦情の処理に係る業務についての監査」を定めることを求めています。当該監査を通じて、苦情の処理に係る業務が公平に実施される体制が整備されることが求められることになるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えています。

3つ目の意見は、申請書等には法人番号を記載させるべきであるとする。また、法人番号の存在する事業者・団体のみにこのような事業を執り行わせるべきであるというものです。

これについては、御意見を踏まえ、別記様式第1号に法人番号の記入欄を設ける修正を行いたいと考えます。ただし、現在の認定団体において、法人番号がない団体であってもしっかりと活動がされているところもありますので、個人番号を有する団体のみに限定する必要はないと考えています。

最後の意見ですが、当該指針案は、認定や廃止に係る手続に限定して定めたものと推察するが、個人情報取扱事業者から漏えい等の事案が認定個人情報保護団体に報告された場合の認定個人情報保護団体から個人情報保護委員会への報告経路（窓口等）、基準等について、別途、指針のようなものが示されることを希望するものです。

これについては、個人情報取扱事業者において漏えい等の事案が発生した場合の運用に関する事項については、別途公表したいと考えています。

ただいま御紹介いたしました主な意見を含む、寄せられた意見と考え方の全体につきましては、資料3-2でお示ししてございます。

以上、御説明申し上げましたとおり、当初パブリックコメントに付した案から一部を修正した資料3-3の内容で今回の告示を確定させていただきたいと思っております。御承認いただけましたら、4月21日を予定といたしまして、官報掲載等の手続を進めていきたいと思っております。御審議よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

○大滝委員 今、御説明いただいたパブリックコメントでいただいた意見の結果を見ても、この指針の内容そのものについては妥当ではないかと考えています。

それから、認定団体につきましては、これまで御議論がありましたように、個人情報保護指針に基づく対象事業者の指導ですとか、対象事業者の個人データの漏えい事案等が発生した場合の対応等につきまして、大変重要な役割を果たすということになると思っております。

また、現在は認定団体がない分野についても、認定指針にかなうような認定団体をこれから創設していくということも必要になるかと思っておりますので、既存の団体についても併せ

て向上、レベルアップを図っていくということをしていく必要があるかと思っております。
○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

この認定個人情報保護団体の制度は、平成15年の個人情報保護法で取り入れました。それ以前も民間での自主的な対応は実施し、それにも関与してまいりましたが、個人情報保護法で認定制度を導入しました。この後で出てきますEUの一般データ保護規則、GDPRでも、サーティフィケーション、認証を重視して、認証機関をどう設けるかなど、議論されてきています。日本の認定個人情報保護団体制度は改めて注目されているところでもあります。

今、大滝委員が言われましたように、これからもっと増やしていく必要もありますので、機会をとらえて御関係ある方々にも声をかけていただければと思います。今後、認定しつつ、活動の活性化を図るべく努力をしていきたいと思っております。

そういうことを申し上げまして、この認定等指針につきましては、それぞれ原案のとおり決定しまして、官報掲載等所要の進めることとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題4「個人情報保護法等改正に伴う所管法令の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4に基づきまして、個人情報保護法等改正に伴う所管法令の改正について御説明いたします。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、平成27年改正法でございますが、これが本年5月30日に施行されます。それに伴いまして、別途改正を行ったものを除き、関係する委員会規則及び告示について必要な改正を行うものです。これは改正法の施行日と同日の5月30日、本年5月30日の施行とさせていただきたいと思っております。ここの「別途改正を行ったもの」というのは、例えば新規制定でございますが個人情報保護法施行規則とか、あるいはマイナンバー関係で言えばマイナンバーガイドラインなどを、既に5月30日施行として御議論いただいた上、決定いただいております。

「1. 委員会規則」から見ていきますが、委員会規則は改正規則1本でございます。この改正法の一部施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則案でございますが、下に囲っておりますが、改正される規則は4本あり、これらを1本の規則で改正するというところでございます。

この改正内容でございますが、次のページになります。改正内容は、ほとんどが条項ずれの手当て、つまり、マイナンバー法の法改正によりまして条項がずれる、その手当てでございます。

それ以外の主な改正部分としては、そこに記述のある2点ございます。いずれも法改正

に伴い、当然に必要な改正でございます。

1点目は、丁寧に説明しますとこのペーパーのように長い説明になりますが、要するに、特定個人情報保護評価におきまして、改正法によって新設された独自利用事務についても、法定事務と同様の取扱いとしたいという改正でございます。これが特定個人情報保護評価に関する規則の4条6号の部分の改正でございます。

2点目は、現在、マイナンバー法に基づきまして立入検査を行っておりますが、今回、改正法によりまして、当委員会はマイナンバー法に加えて個人情報保護法関係でも立入検査を行うこととなりますので、その検査を行う職員の身分証明書の様式を追加するもので、それに併せて題名も改正するものです。

これら2点がございしますが、これ以外は先ほど申しましたとおり、条項ずれの手当てでございます。具体的には、後ほど別紙1を参照いただければと思います。

次に「2. 告示」でございます。告示の改正はこの2本でございます。こちらも内容は大半が条項ずれの手当てでありまして、1カ所、下の部分に書いております、改正法によって新設された独自利用事務に係る情報連携について、保護評価の対象に加えるという改正を行っております。これが改正内容でございます。

なお、今回の条項ずれなど、他の法令の改廃に伴い当然に必要な規定の整備等の軽微な変更については、パブリックコメントは不要とされておりますので、今回、この案につきまして当委員会で決定いただければ、官報掲載の手続に入りたいと思います。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御意見がありませんので、それぞれ原案のとおり決定しまして、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題5「その他」です。「日本私立学校振興・共済事業団の全項目評価書の公表について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」につきましては、前回の委員会において御承認いただいたところです。承認の際に御決定いただきました個人情報保護委員会による審査欄への記載事項につきましては、評価実施機関において評価書に適切に反映していただいております。今般3月28日付でマイナンバー保護評価Web及び私学事業団のホームページにおいて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

これは報告ですが、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料については、資料1の評価書については承認した後に、資料3及び4についてはそれぞれ公布と同時に、その他の資料については、準備ができ次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。特に御意見がありませんので、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、これにて閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、4月21日金曜日の10時半からこの会議室で行います。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、国税庁の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料であった評価書を公表いたします。

本日は以上でございます。誠にお疲れ様でございました。